

SIKNU

Henpara ne yakka en = piskani ta okay pe

私は1982年生まれ、北海道旭川出身、札幌在住のアイヌの女です。両親共にアイヌですが、母方の祖母はアイヌの家に養子に入った和人です。私は幼いころからアイヌとして育てられていたので、祖母のこともアイヌだと思っています。私に対して「純粋なアイヌなの？」と聞く人が多くいますが、そういうときにアイヌとして生きた祖母のことを、血筋だけで捉えて和人とするにはできません。しかし、簡単に説明できるようなことではないので、いつも答えに悩みます。そして、現代の日本でアイヌとして、そして日本人として存在する私は、とても複雑な立場にあると感じています。

タイトルの《SIKNU シクヌ》というアイヌ語には、「生きる・死なずにすむ・命を取りとめる・生き返る」という意味があります。そして、副題となっている「henpara ne yakka en=piskani ta okay pe ヘンパラ ネ ヤッカ エンピシカニ タ オカイ ペ」は「いつであっても私のまわりにあるもの」という意味です。

私が生きていくうえで大切にしている人たち、もの、こと、言葉。アイヌ語でのSIKNUという言葉で考えるとき、何がいまの私をつくりあげ、生かしているのか。そのなかには私自身でもまだ気づいていない、見えていないものもあるかもしれません。

私の《SIKNU シクヌ》に触れた皆さんにとって、日本語では複数の意味を持つこの言葉は、どのように感じられるでしょうか。

REBORN ART FESTIVAL 2021-22
2021.8.11wed>9.26sun

Mayunkiki

マユンキキの部屋について

ふだんの私が日常を過ごしている部屋をサウナ石巻の一室に再現しました。この部屋に飾られている多くは私の私物です。パッと見た限りでは一般的な女性の部屋のように思われるかもしれませんが。ただ、私をつくりあげてきた様々な要素には皆さんが見慣れないものも含まれているかもしれません。その部屋を通ったあとに続く展示物、それらすべてを見終わってまたこの部屋に戻ってきたとき、最初の見え方と何かが変わるでしょうか。

シヌイェについて

シヌイェとはアイヌの女性が口元や手、地域によっては眉間に施した入れ墨のことです。旭川ではパーナイといいます。アイヌは地域によって異なる慣習や文化があり、言葉も地域差があります。ふだん私が口のまわりにしているペイントは、石狩地方の記録として残されていたシヌイェを参考にしています。

母の実家である川村カ子トアイヌ記念館には、アイヌの女の子がシヌイェを施していく様子を描いた絵が展示してあります。私は幼少期からその絵を見ていて、少しずつ大きくされていく口のまわりのその入れ墨をなんだか怖いと思っていました。

2011年に北海道大学でアイヌに関する展覧会がおこなわれ、その展示に使用する写真の撮影のため、旭川の古い写真を見ながら自分の顔に初めてシヌイェを描きました。祖母に形見分けでもらった曾祖母の着物を身につけ、シヌイェを描いた私を見た友人たちは口々に「とても似合っている」「すごくきれい」と言ってくれました。それまで私は容姿にコンプレックスがあり、自分の見た目は多くの人には受け入れられないものだと思っていました。でも、かつてのアイヌ女性の姿になり褒められた私は、そこから少しずつ自分の見た目も受け入れられるようになっていきました。

シヌイェのことをもっと知りたいと思った私は、2018年から「シヌイェから見るアイヌの生活」という研究を始めました。本物のシヌイェが入っていた女性を実際に見ていた人たちから、当時の様子や、シヌイェについてどのような印象を抱いていたかを聞き取り、最後は私の顔に「自分が見ていたシヌイェ」をペイントで再現してもらいました。シヌイェを描いた私の顔を見て「懐かしい人に会えたようだ」と喜んでくれた人もいます。いまはもう失われつつあり、アイヌからも記憶が薄れていっているシヌイェについて、再考し、そして自分

なりの形で残していています。

私の両手の指と左の手首には伝統的な方法で自ら施したシヌイエがあります。自分のなかのアイヌとは何か。禁止され、失われつつあるいま、昔は怖かったはずのシヌイエを美しく思うのはなぜか。それぞれの美意識や価値観をつくりあげているものは何なのか。

「アイヌの女として美しくなりたい」—— そう思うことでたくさんのことをきちんと考えられるようになったと思います。

SINRIT シンリッ から SIKNU シクヌ へ

2021年1月に札幌のCAI03というギャラリーで「SINRIT シンリッ アイヌ女性のルーツを探る出発展」という、私にとって初めての個展を行いました。SINRIT / シンリッはアイヌ語で「植物の根」のほか、「祖先」の意味を持ち、英語のrootに近い言葉です。そして「アイヌ女性のルーツを探る出発展」という副題を「teoro wano aynu menoko sinrici a=hunara テオロ ワノ アイヌ メノコ シンリチ アフナラ」とアイヌ語に訳しました。これを日本語で直訳すると「ここからアイヌ女性のルーツを私たちが探す」となります。アイヌ語は、主語を省いても成立する日本語とは違い、必ず主語が必要になります。その「誰が」の部分、あえて「私が」とはしないで、展示を見てくださるすべての方を含んだ形の「私たちが」としました。

「SINRIT シンリッ」は私が生きていくうえでとても大切に思っていることについてのテキストと、私ととても近い5人へのインタビューで構成しました。この展示は、そのタイトル通り私のすべてにつながる根となり、今回の「SIKNU シクヌ」につながりました。今回の展示では「SINRIT シンリッ」より、テキストの一部と母へのインタビューをご紹介します。

日本で定められたアイヌに関する法

1899 ~ 1997

明治32年 / 1899年制定「北海道旧土人保護法」全文

朕帝国議会の協賛を経たる北海道旧土人保護法を裁可し茲(これ)に之(これ)を公布せしむ

御名御璽

明治三十二年三月一日

内閣総理大臣侯爵山縣有朋

内務大臣侯爵西郷従道

法律第二十七号(官報 三月二日)

北海道旧土人保護法

第一条 北海道旧土人にして農業に従事する者又は従事せんと欲する者には一戸に付土地一万五千坪以内を限り無償下付することを得

第二条 前條に依り下付したる土地の所有權は左の制限に従うべきものとす

- 一 相続に依るの外譲渡すことを得ず
- 二 質權抵当地上權又は永小作權を設定することを得ず
- 三 北海道庁長官の許可を得るに非ざれば地役權を設定することを得ず
- 四 留置權先取特權の目的となることなし

前条に依り下付したる土地は下付の年より起算して三十箇年の後に非ざれば地租及地方税を課せず又登録税を徴収せず

旧土人に於て従前より所有したる土地は北海道庁長官の許可を得るに非ざれば相続に因るの外之を譲渡し又は第一項第二及第三に掲げたる物權を設定することを得ず

第三条 第一条に依り下付したる土地にして其の下付の年より起算し十五箇年を経るも尚開墾せざる部分は之を没収す

第四条 北海道旧土人にして貧困なる者には農具及種子を給することを得

第五条 北海道旧土人にして疾病に罹(かか)り自費治療すること能わざる者には薬価を給することを得

第六条 北海道旧土人にして疾病、不具、老衰又は幼少の為自活すること能わざる者は従来の成規に依り救助するの外仍之を救助し救助中死亡したるときは埋葬料を給することを得

第七条 北海道旧土人の貧困なる者の子弟にして就学する者には授業料を給することを得

第八条 第四条乃至第七条に要する費用は北海道旧土人共有財産の収益を以て之に充つ若(も)し不足あるときは国庫より之を支出す

第九条 北海道旧土人の部落を為したる場所には国庫の費用を以て小学校を設くることを得

第十条 北海道庁長官は北海道旧土人共有財産を管理することを得

北海道庁長官は内務大臣の認可を経て共有者の利益の為に共有財産の処分を為し又必要を認むるときは其の分割を拒むことを得

北海道庁長官の管理する共有財産は北海道庁長官之を指定す

第十一条 北海道庁長官は北海道旧土人保護に関して警察令を發し之に二円以上二十五円以下の罰金若は十一日以上二十五日以下の禁錮の罰則を附することを得

附則

第十二条 此の法律は明治三十二年四月一日より施行す

第十三条 此の法律の施行に関する細則は内務大臣之を定む

1997～2019

1997年 アイヌ文化振興法

1899年に制定され、戦後も法律として効力を持ち続けていた「北海道旧土人保護法」が廃止され、1997年に「アイヌ文化の復興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(略称 アイヌ文化振興法)」が制定された。

旧土人保護法は、アイヌを日本国民に同化させることを目的に、土地を付与し農業を奨励することをはじめ、医療、生活扶助、教育などの保護対策をおこなうという目的でつくられたが、和人の移住者に大量の土地を配分したのち、新たに付与する良好な土地は少なく、付与された土地もその多くは開墾できずに没収されたり、戦後の農地改革では他人に貸していた土地が強制買収されるなどした。この法の下、アイヌの土地の没収、収入源である漁業・狩猟の禁止、アイヌ固有の習俗風習の禁止、日本語使用の義務、日本風氏名への改名による戸籍への編入などが実行にうつされた。

戦後もこの法律が存続したが、1997年にアイヌ初の国会議員である萱野茂氏によって国会で廃止提案され、アイヌ文化振興法が国会で全会一致で可決、その施行にともない廃止された。

法律に基づき公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(現在は公益財団法人アイヌ民族文化財団)という専門機関が生まれ、アイヌ文化の振興、研究等に関する様々な取り組みが全国規模で展開されるようになった。

アイヌ文化振興法ができる以前から自主的におこなわれていた各地域でのアイヌ語教室は、法制定後は予算が割り当てられるようになり、さらに数が増した。

白老の旧アイヌ民族博物館では2008年より「担い手育成事業」を公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構より委託され、3年にわたり、アイヌ文化に関する総合的な知識や技術、技能を身に着けたアイヌ文化の担い手を育成する研修を行っている(現在5期目)。

また、今年で23回目となるアイヌ語弁論大会「イタカンロー(アイヌ語で話しましょうの意味)」も開催され、アイヌ語の復興と継承、日ごろの学習成果の発表の機会となっている。

文化振興法は、アイヌを初めて民族として認めたことが画期的ではあったが、アイヌの先住性までは言及されていない。

2019 ~

2019年 アイヌ新法

2019年4月、アイヌを先住民族として初めて位置づけ、アイヌ文化を生かした地域振興策をおこなうための交付金の創設などを盛り込んだ新たな法が参議院本会議で可決・成立した。

この法ではアイヌ民族を「先住民」と初めて明記し、「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図る」とされている。

また、国や自治体がアイヌ政策を実施していく責務を負っているとしたうえで、地域の活性化を目指してアイヌ文化を生かした事業を計画する自治体を対象に新たな交付金を創設することも盛り込まれている。

さらに、独自の文化を継承するのを後押しするため、国有林で樹木を採取したり、川でサケを捕獲したりできるよう手続きを簡素化し、規制緩和をおこなうとしている。

しかし、先住民族であるアイヌの土地や資源に対する権利を保障しておらず、国際的な基準を満たしていない。アイヌは住んでいた土地を追いやられ、過酷な労働を強いられた過去があり、国はそうした歴史を調べ、国民が理解できるよう説明すべきだ、という声もある。

[参考]

2017年 北海道アイヌ生活実態調査について

2017年に道が行った「北海道アイヌ生活実態調査」によると、現在北海道に住むアイヌは13,118人とされている。前回の調査(2013年)では16,786人だったので3,668人の減となる。前回の調査と比較すると、生活保護率は減少しており、1972年の第1回調査以降、アイヌ居住市町村との格差も連続して減少している。

高校、大学への進学率はそれぞれ増加しているが、大学進学率についてはいまだ格差がみられる(高校進学率95.1%、大学進学率33.3%)。

差別経験の有無については、「差別を受けたことがある」が23.2%、「自分はないが、他人が受けたのを知っている」が13.1%となった。

現在、国が進めているアイヌ政策の再構築において特に望むものとしては、子弟教育が最も高く、次いで生活と雇用安定、文化の保存伝承のための対策が挙げられている。

この調査は調査範囲が北海道居住のアイヌに限定され、かつ質問事項も限られていることから、アイヌの生活実態を十分に把握しきっているとはいえないが、この調査結果からアイヌ民族の生活や教育などの厳しい状況が明らかにされている。